

社会福祉法人やまゆり福祉会 資金運用規程

（目的）

第1条 社会福祉法人やまゆり福祉会における資金の運用方針、運用手続等に関しては、定款第32条第1項に基づき経理規程に定める事項のほか、この規程に定めるところによるものとし、もって資金の安全確実かつ効率的な運用に資することを目的とする。

（資金の区分）

第2条 運用の対象とする資金の区分は、次のとおりとする。

- (1) 運用財産（基本財産以外の特定資産）
- (2) 各種積立資産、引当給付引当資産

（資金運用責任者）

第3条 資金運用責任者は、理事長とする。

（基本方針）

第4条 運用財産及び各種積立資産並びに引当給付引当資産は、元本返還が確実で、かつ可能な限り高い運用益が得られる方法で運用を行う。

（運用対象商品）

第5条 運用対象となる金融商品は、次のとおりとする。

- (1) 預貯金
- (2) 日本国債
- (3) 地方債
- (4) 政府関係機関債（政府保証債、財投機関債）
- (5) 社債（電力債、その他信用格付会社からB B B以上格付けを受けているもの）
- (6) 外国債（円建外債、ユーロ円債）

2 理事会が第4条の原則に適合すると判断し承認した場合、前項に掲げる資産運用対象以外のものにも運用することができる。

（運用方法）

第6条 資金運用責任者は、経済状況等を勘案の上、運用方針を定め、適正な方法により資金を運用するものとする。

2 資金の運用にあたっては、適切な分散化を図るものとする。

（運用計画、検証）

第7条 資金運用責任者は、期首に当該年度の基本的な運用計画を作成する。

2 資金運用責任者は、年1回以上、理事会及び評議員会に資金運用状況を報告するものとする。

（資金運用委員会）

第8条 資金運用責任者は、第6条による運用内容の決定にあたって、関係職員からなる資金運用委員会（以下、「運用委員会」という。）の意見を聞くことができる。

2 運用委員会は、法人本部長、事務局長、施設長、事務課長、支援課長及び出納職員で構成する。

3 運用委員会は、必要な都度開催する。

4 運用委員会は、次に掲げる事項について協議し、資金運用責任者に対し、意見を述べることとする。

- (1) 運用に関すること
- (2) 資金構成に関すること
- (3) 資金内容及び運用先に関すること
- (4) 運用状況、結果の分析に関すること
- (5) その他、必要な事項

（債権の売却）

第9条 社会的経済的状況等によって、期限前償還をすることで売却益が得られる場合には、債権を売却することができる。

2 前項の規定にかかわらず、期限前償還により売却損が生じる場合において、当該債権に係る売却日までの運用益の合計が売却損を上回るときは、これを売却することができる。

3 前項に基づき債権を売約した場合、資金運用責任者は売却後の直近に開催される理事会に報告しなければならない。

（その他）

第10条 この規程に定めるもののほか、資金運用に関し必要な事項は理事会において別に定める。

付 則

この規程は、平成26年5月28日より施行する。

付 則

この規程は、平成27年9月17日より施行する。

付 則

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

付 則

この規程は、令和元年9月12日より施行する。

附 則

この規程の施行日については、社会福祉法第45条の36第2項に基づきハ王子市長の定款変更の認可日をもって施行日とする。（令和6年11月1日認可）